

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第99回）

議事次第

1 日 時

令和2年10月22日（木）15：00～17：00

2 場 所

Webexによるオンライン開催

3 議 事

- （1）法学未修者教育の充実について
- （2）その他

4 配付資料

資料1 未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明
（酒井委員提出資料）

資料2－1 法学未修者教育の充実について 論点ごとの主な御意見

資料2－2 議論のまとめのイメージ（案）

資料3 未修者教育の充実に関する審議スケジュール

参考資料1 第10期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会委員
名簿（令和2年10月22日現在）

参考資料2 法科大学院基礎データ（令和2年10月22日）

参考資料3 各法科大学院の入学者選抜実施状況

参考資料4 法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯（第94回資料4）

未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明

文責：酒井 圭

1 サンプル動画作成の趣旨

未修者教育改革として、全国の法科大学院生を対象とする動画教材の作成が検討されているところ、具体的な動画教材の一案として、未修者が法科大学院に入学した時点での導入学習（あるいは入学前の事前学習）に資する講義を提供することを提案したい。本来未修者とは、そもそも法律の学習経験のない者が想定されているため、法科大学院での学習をスムーズに進めるためには、導入段階で下記 2 及び 3 に提案する内容を学ぶことが有益であろうと考えるのが、その理由である。

各科目の講義そのものについては、各法科大学院のカリキュラムや隣接する科目間での調整など、共通動画の制作に至るまでには、検討しなければならない課題があるが、各科目の講義に入る前の導入的な講座については、学習初期段階の未修者が法律学を身に付ける初期段階において共通して学ぶべき事項に特化し、各科目の講義に委ねるべき事項には立ち入らない（入り口部分のみを科目を学ぶ意義を伝える趣旨から取り扱うのみとする。）という線引きの上で、比較的早期に制作を試みる事が可能と考えた。

以上のような観点から、動画教材制作に関する議論のたたき台として、委員間でイメージを共有する趣旨から、サンプル動画の制作を試みた。なお、サンプル動画の制作にあたっては、複数の研究者教員及び実務家教員経験者にご協力いただくとともに、未修者向けの導入講座等を設けている法科大学院のうち 5 校から資料提供を受け参考にさせていただいた。

2 導入講座の目標

未修者に以下のポイントを習得・実感させることを目指す。なお、サンプル動画に依拠し民事系科目を基礎とするが、下記①ないし③は、民事系に限らず、全科目に共通する要素として位置付ける。

- ① 法的思考の流れ
- ② 条文の読み方
- ③ 判例・学説を学ぶ意義・判例の基本的な読み方
- ④ 民事紛争の解決の流れ
- ⑤ 民事系科目を学ぶ意義

3 導入講座の構成

サンプル動画の制作にあたっては、未修者が具体的なイメージを持ちやすい事例問題を出題することを前提とした導入講座を想定し、この事例を基礎に講義を展開していく形式を選択した。

(1) 第 1 回 事例問題を考えてみよう（実体法を中心に）

問題 1 X は Y に対し、どのような請求ができるか。法的根拠を示して論じなさい。

- まずは生の請求（感覚的なところ）を、実体法上の請求に引き直すプロセスの中で、条文の意義を確認する。
- 条文から規範を抽出し、事実のあてはめを行う思考の流れを確認する。

問題2 Xの請求に対し、Yはどのような反論ができるか。

- 反対当事者の反論を想定することで、二当事者の対立構造の中でそれぞれの当事者のサイドに立って主張を戦わせる感覚を体験させる。
- 法的思考の部分を反復する。
- 法律的な争点には踏み込まず、「錯誤」の論点から判例を学ぶ意義に繋げる。

(2) 第2回 事例問題を考えてみよう（手続法を中心に）

- Xから依頼を受けた弁護士として、どのような解決方針を立てるか検討する。
 - ・実際の事件解決をイメージすることで、実務における訴訟の位置づけ（訴訟以外の紛争解決手段があること）を知る。
 - ・保全・執行など訴訟前後の手続にもごく簡単に触れ、実務をイメージした上で実体法・手続法の学習に臨めるようにする。
- 民事訴訟手続の具体的な流れを確認する。
- 弁護士は訴訟手続の中で実体法上の主張をどのように展開するのか？
 - ・実体法と手続法を俯瞰し、手続法の側面から実体法を学ぶ意義を伝える。
 - ・第1回で確認した法的思考が、訴訟上どのように書面に現れるのかを実感させる。
- 「証拠」の基本的な概念を確認する。
 - ・「事実の評価」が実際に裁判上どのようになされるのか、証拠の概念の入り口部分を教示する。これによって、「事実」に丁寧に着目して問題を分析する意識を持たせる趣旨。

(3) 第3回 条文の読み方

- 第1回の事例に即し、まずは基本的な条文の探し方・読み方を講義する。
- 条文の構造、条文に使用される用語の正確な用法など、条文をち密に読むために必要となる基本事項を整理する。

(4) 第4回 判例・学説を学ぶ意義

- 第1回の事例に即し、まずは、条文だけでは問題を解決できないとき、条文の言葉（文言）を解釈する必要があること、解釈にあたっての判例・学説の位置づけ、これらを学ぶ意義を講義する。
 - ※実体法科目を学ぶ意義にも繋げる。
- 判例の構成（どのような順序で何が書かれているか）。
- 事案と判例との比較の観点（「判例の射程」に関する入り口部分）。

4 補足

サンプル動画の作成にあたっては、便宜上民事系の事案を素材としたが、未修者の全体的な学習をスムーズにする観点から、同種の導入講座を刑事系・公法系についても制作することが有益と思料する。特に、各科目を学ぶモチベーションを保つことが、未修者が長期間にわたり学習を継続していくために必須であり、科目横断的に、法曹実務家（あるいは有資格者）としてのビジョンに繋がる形で、その科目を学ぶ意義を教示しておくことが重要と考える。

法科大学院によっては既に類似の導入科目を設置しており、特にこのような補助教材を必要としないということもあろう。しかし、未修者の合格率が低迷し続ける現状を見れば、このような補助教材の活用が期待される法科大学院があるという現状は否定できないものと思料する。このような補助教材を必要とする未修者に向けて、有益な講義を配信し、未修者全体の学力向上をサポートすることは、今後未修者コースで学ぶ学生にとって大きな一助になると思料する。さらに、動画教材等のコンテンツが配信されることにより、法科大学院全体が未修者教育の改善に真摯に取り組んでいることを示し、潜在的な未修コース志願者に対するポジティブなメッセージ発信に繋がることを期待したい。

最後に、導入講座の制作に際し、複数の教員から、導入講座を実施する過程での予習課題・復習課題の出し方についても併せて検討すべきであるという意見があったことをご紹介します。

以上

法学未修者教育の充実について 論点ごとの御意見

※複数の論点に関わる御意見は、双方に掲載。

＜論点1＞法学未修者と法学既修者とで法科大学院教育への入り口時点の状況は異なるものの、2年次以降は同一の課程で共に学ぶこととしている現行制度について、見直す必要性はあるか。

＜論点2＞現行制度上、2年次以降は同一課程でありながらも、法学未修者と法学既修者との間には習熟度や成長曲線に明らかな格差がみとめられ、それが最終的に司法試験合格率の差にも反映されている現状を踏まえて、特に法学未修者の1年次の教育をどのように改善するか。

〔3年を標準とする教育課程〕

- 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させたり、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めたりするべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持すべきである。
- 法学未修者として入学した者は、これまでと同様に2年次以降では法学既修者と同一課程で学ぶことを前提とすれば、2年次進級時点で法学既修者と共に学べるだけの資質・能力を着実に担保していくことが必要であり、1年次教育の在り方や2年次進級判定について、具体的な改善策が求められる。

<論点3> 入学時点において法学に関する学識には差があるが、多様なバックグラウンドという強みを有する法学未修者に対し、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策としては、補助教員の活用など、どのようなものが考えられるか。

〔法学未修者の多様な経歴を踏まえた対応〕

- 法学未修者コースに在籍する者は、非法学部出身者、社会人経験者に加え、法学部卒だが再度十分な学修を望む者など様々であるため、それぞれの実態を踏まえつつ、中でもどのような人々に焦点を当てるべきかを考えた上で対応策を検討することが重要ではないか。【法学未修者の多様な経歴を踏まえた対応】

〔入学前の学修支援等〕

- 法曹志望者が ICT を活用して法科大学院の授業を視聴したり、法曹と交流を持ったりするなど、入学後の生活や法曹としてのキャリアをイメージしたり、法学への適性を把握できる機会を提供することが有効ではないか。とりわけ、社会人にとっては、離職して、あるいは有職のまま法科大学院を目指すことは大きな決断である。世の中に対する積極的な情報提供は、多様なバックグラウンドを有する志望者を中長期的に増やすことにつながる。【志願者への積極的な情報提供】
- 法学未修者の入学者選抜の際に、法律の知識を全く問うことができない点に何かしらの矛盾や限界を感じる。例えば入学前に入学予定者に対し法律の学修機会を提供した上で法学の資質・能力を問うようなことができれば、適性などを見極めることができ、入学後の学修に有効につながっていくのではないか。【法学未修者の入学者選抜の在り方】
- 入学者選抜における法学適性の判定や、科目等履修を含めた入学前のお試し的な法律科目の教育や既修得単位としての認定が可能であることを明確化するとともに、各法科大学院がその成果を学生にフィードバックすることで、学生が自らの適性を客観的に把握した上で最終的な入学の意思決定を行えるようにすることが重要ではないか。【入学前の導入教育】

〔補助教員による学修支援〕

- 学生の個々の状況に丁寧に対応するべく、法科大学院修了生や若手の実務家を補助教員として活用することが有効である。課程外で行われているゼミ等を正規授業科目として単位認定することで、学生の負担を増やさずに法律基本科目の学修を充実できるのではないか。【補助教員の活用】

- 補助教員については、教員との連携や補助教員同士の連携など、縦と横のつながりが不十分との指摘があることから、大学の枠を超えて、担当教員・法科大学院執行部と補助教員の連携に関する好事例や運用マニュアルなど共有するとともに、補助教員同士の情報共有等が図れるプラットフォームを創設することも期待される。【補助教員の活用】

〔ICT を活用した法学教育の在り方〕

- コロナ禍で得られた遠隔授業の知見や実績も活かし、「オンラインでできること」「対面でできること」、すなわち、ICT の利便性を活用してより効率化できる部分はどこか、また特に法学未修者に対しては適切な対面指導として譲れない部分はどこか等をしっかり見極めて、対面教育と遠隔教育（オンデマンド型を含む）のハイブリッド型を模索していくことが重要ではないか。その際、学生側からの意見を十分取り入れていく必要がある。【対面と遠隔のハイブリッド型の模索】
- 反転授業の導入や、予習・復習に補助的に活用するオンデマンド型教材の活用は、学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させることができ、効果的な学修方法ではないか。同時に、教員のエフォートを個別指導（演習、法文書作成、個別面談、補助教員との連携等）へ重点化することが可能となるのではないか。【オンデマンド型の解禁】
- これまで対面教育を重視してきた法科大学院でもコロナ禍で ICT を活用することとなったが、とりわけオンデマンドの場合、学生に合ったコンテンツをしっかりと用意することと、学生同士の学び合いや教員とのディスカッションなど対面でしかできない部分を引き続き重視することが不可欠である。そうした点を押さえながら、オンライン授業の良いところを活用していくべきではないか。【対面による教育効果への配慮】
- コロナ禍での ICT 利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないか。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点 3 から 5 にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないか。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。【双方向性・多方向性の本質的意義】

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度について、1 年を超える履修期間の延長や 1 年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。【長期履修制度の柔軟化】

〔効果的な未修者教育の実践事例の普及〕

- 上記を含め、平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないか。【好事例の横展開】

＜論点 4＞有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるよう、最先端の ICT 技術の活用や昼夜開講制、長期履修制度の活用促進など、教育の在り方や教育手法等の工夫についてどのように考えるか。ICT 技術の活用については、平成 29 年 2 月の文部科学省調査研究協力者会議の検討結果について、その後の技術の進展等を踏まえた更なる検討を行う余地があるか。

〔社会人学生の生活実態に対応した学修体制〕

- 法学未修者のうちでも、特に社会人学生には配慮が必要である。有職のまま平日夜間や週末を利用して法科大学院に通う学生、離職して法科大学院に通う学生、家庭がある人など、実態は様々であり、そうした学生の生活実態に対応した丁寧な学修指導が求められるのではないか。

【社会人学生への丁寧な学修指導】

- **【再掲】** コロナ禍での ICT 利用は「双方向的・多方向的」の実質的な意味を問い直す良い機会になったのではないか。法科大学院の教育においては、双方向であることは重要だが、それが「同時」でなければならないのか。そのような点を整理する中で、論点 3 から 5 にまたがる形で「時間や場所に縛られない遠隔教育の在り方」について積極的に考えていくことが重要ではないか。まずはその検討の手順を考えることから始めてはどうか。**【双方向性・多方向性の本質的意義】**
- 有職者の場合、学修に当てられる時間が限られているため、ICT を活用したオンデマンド型講義の活用が有効である。夜間や週末のスクーリング、補助教員などによる実践的なフォローなどと組み合わせて単位認定することが重要ではないか。その際、2 年次以降の講義型でない科目のあり方については工夫する必要があるのではないか。**【社会人学生の学修における ICT の活用】**
- 地方における法曹の基盤を充実するという観点から、地方の社会人学生の観点も重要ではないか。**【地方における社会人学生への配慮】**
- 多様な分野の専門知識や経験を有する学生（非法学部出身や社会人など）は、各自の知見をもって、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の一部履修とみなせるようにし、法律基本科目の学修に専念できるようにすべきではないか。**【基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の既修得認定】**
- 法科大学院は対面授業や少人数教育が前提であるものの、ICT の有効活用が定着した先には、通信制法科大学院の可能性も考えられるのではないか。**【将来的な通信制法科大学院の可能性】**

〔長期履修制度〕

- 【再掲】長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じた、より一層柔軟な活用を、奨学金制度の適切な運用とともに促すことが重要ではないか。【長期履修制度の柔軟化】

＜論点 5＞ 限りある教育資源を効果的・効率的に活用する中でこれらを実現する上で、いわゆる教育拠点の在り方をどのように考えるか。その実現において ICT をどのように活用すべきか。

〔効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働〕

- 【再掲】 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）にも大きな開きがあるが、法学未修者と法学既修者の教育課程を完全に分離する制度は適切ではない。そのため、特定の法科大学院に法学未修者の受け入れを集中させ、法学既修者のみを受け入れる法科大学院を認めることはすべきではない。司法制度改革審議会が掲げた「開放性、多様性、公平性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を基本とする現行制度を維持すべきである。
- オンデマンド型教材は、学内はもちろん、法科大学院間で共有することで、各教員の負担軽減のみならず、指導力の高め合いや相乗効果が期待でき、全国的な教育水準の底上げにつながるのではないかと。教材としては、まずは、科目横断的な導入教育の部分から先行して共有していくことが適当ではないかと。特定の法科大学院が担うのではなく、各法科大学院が協力し、タスクフォース（コンソーシアム）のような場を結成して、各大学における教材の使い方も含めて集中的かつ継続的に検討していくことが重要ではないかと。【導入教育動画の全国的な配信】
- 共通の録画教材等で学ぶ学生が大学を超えて合同のゼミやスクーリングに参加できるようにすることで、学生同士の刺激・高め合いが期待できるのではないかと。【導入教育動画の全国的な配信】
- 【再掲】 平成 30 年度文科省委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」で明らかにされたような効果的な未修者教育の実践事例を全国的に共有できるプラットフォームをつくり、好事例の横展開を図ることも有効ではないかと。【好事例の横展開】

**< 論点 6 > 共通到達度確認試験を導入した趣旨を踏まえた上で、その実現のための当該試験の充実
方策や活用方策をどのように考えるか。**

〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- 法学未修者と法学既修者は成長曲線が異なるが、2年次からは未修者・既修者混合クラスで学修するため、1年次修了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、進級判定を厳格に行うことが求められる。そのような趣旨で導入された共通到達度確認試験を、今後も持続可能な形で運用していくために、例えば、問題作成にかかる負担軽減や財政基盤の強化にかかる方策について検討する必要があるのではないか。【共通到達度確認試験の持続的な運用】

- 共通到達度確認試験の結果は、司法試験短答式の合格者と一定の相関関係にあり、共通到達度確認試験を進級判定に活用することは、将来的な法曹人材を輩出するという法科大学院の使命を実現するものとなっているため、文部科学省において、共通到達度確認試験結果と司法試験結果の相関分析を継続的に実施・公表する必要があるのではないか。【共通到達度確認試験結果と司法試験短答式結果の相関分析】

<論点7> グローバル化のさらなる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、その進路の在り方をどのように考えるか。

〔法科大学院修了生のキャリアパスの多様化〕

- 産業構造やビジネスモデルが大きく転換する時代にあっては法律が社会的に果たす役割は極めて重要であり、法曹の育成はもちろんのこと、多様なバックグラウンドを強みとして新たな課題に対応できる法律の専門家を育成できるよう幅広い視座でこれからの法科大学院の在り方を検討するという姿勢が必要ではないか。同時に、法曹サイドが危機感を持って多様な人材を求めている。【新たな課題に対応可能な法律専門家の育成】
- 社会人経験のある人たちは、様々なきっかけで法律を学ぶ必要性を感じ、自らのゴールを設定した上で法科大学院に進学することが多い。例えば、司法試験に合格しても法曹になるわけではなく、法科大学院における体系的かつ実践的な教育の成果を発揮し、元の業界でさらに質の高い、幅の広い仕事にチャレンジすることを目標としている場合もある。法科大学院側が想定するよりもはるかに多様なニーズがあるということを今一度確認すべきではないか。【入学者の多様な目標に応じた法科大学院の在り方】
- 法科大学院は、修了生の進路（修了後5年後以降を含む）を着実に把握し、法曹三者以外を含む多様な進路について、積極的に公表することが求められている。併せて、認証評価においても、修了生の進路の把握・公表状況を確認することが重要ではないか。【修了生の進路の公表】
- 法科大学院協会や各法科大学院において、法曹三者にとどまらず企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握し、在学生のみならず潜在的な法科大学院志願者（法曹志望者）に的確に情報提供することが重要ではないか。業界全体ですそ野を広げる活動が不可欠ではないか。【採用ニーズの把握と情報アクセス】
- 社会の多様な分野で活躍する法学未修者コース修了生のキャリアストーリーについて、関係者と協力しつつ、法科大学院協会を中心に効果的に広報することが重要ではないか。法学未修者は、例えば、医療、福祉、金融、地方公共団体等、社会人経験の中で様々な課題に直面し、それを法律的に解決・予防できるようになりたいという意欲を持って法科大学院に入学する人も多い。【修了生の多様なキャリアの広報】
- 各法科大学院において、司法試験合格実績をアピールするだけでなく、社会に出た後にこそ活かされる法科大学院ならではの学びの成果を修了生の声を通して積極的に発信することが重要ではないか。【法科大学院ならではの学びの成果の積極的発信】

議論のまとめのイメージ（案）

■課題

- 現状では、法学未修者の多様なバックグラウンドに十分配慮した教育が必ずしもなされていないため、法学未修者の1年次教育について、学修者本位の教育の実現という視点から、積極的に充実させる必要があるのではないか。
- 法学未修者の1年次教育を充実させた上で、2年次から法学既修者と同一課程で学ぶことができるようにするため、法学未修者の法学への適性や将来の司法試験合格可能性も含めて1年次教育の成果を厳格かつ客観的に評価した上で進級させる必要があるのではないか。
- 法科大学院の修了生が法曹以外でどのようなキャリアを積んでいるか必ずしも明らかではない一方で、社会における法的ニーズがますます多様化していることを踏まえ、多様なバックグラウンドを有する修了生が多様なキャリアで活躍できるよう積極的に支援すべきではないか。

■課題を踏まえた対応策

1. 学修者本位の教育の実現（論点3 関係）
2. 社会人学生の生活実態に対応した学修体制（論点4 関係）
3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働（論点5 関係）
4. 共通到達度確認試験の活用による厳格かつ客観的な進級判定
(論点6 関係)
5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化（論点7 関係）

■今後のさらなる検討課題

未修者教育の充実に関する審議スケジュール

2020(令和2)年

○第99回

本日10月22日(木)15:00～17:00

論点ごとの御意見の整理、議論のまとめ方について

○第100回

12月8日(火)13:00～15:00

第10期における議論のまとめ(素案)について議論(必要に応じてヒアリング等)

2021(令和3)年

○第101回

1月18日(月)10:00～12:00

第10期における議論のまとめ(案)について議論

○第102回(第10期最終回)

2月3日(水)10:00～12:00

第10期における議論のまとめ(案)について議論、とりまとめ

第 10 期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

委 員：平成 31 年 2 月 15 日発令

臨時委員：平成 31 年 4 月 1 日発令

専門委員：令和元年 6 月 4 日発令

※丸山委員：令和 2 年 1 月 31 日発令

※富所委員：令和 2 年 7 月 3 日発令

※片山委員：令和 2 年 9 月 9 日発令

※一場委員：令和 2 年 10 月 22 日発令

(委 員) 2 名

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員) 1 名

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 21 名

一 場 康 宏	司法研修所事務局長
井 上 由 理	<u>日本ペイントホールディングス株式会社執行役最高法務責任者</u>
大 澤 裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之	中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治	創価大学法学部教授
片 山 直 也	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
菊 間 千 乃	弁護士
北 居 功	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江	東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭	弁護士
潮 見 佳 男	京都大学副学長、大学院法学研究科教授
高 橋 真 弓	一橋大学大学院法学研究科准教授
富 所 浩 介	読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
座長代理 松 下 淳 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介	弁護士
丸 山 嘉 代	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
座長 山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

計 24 名

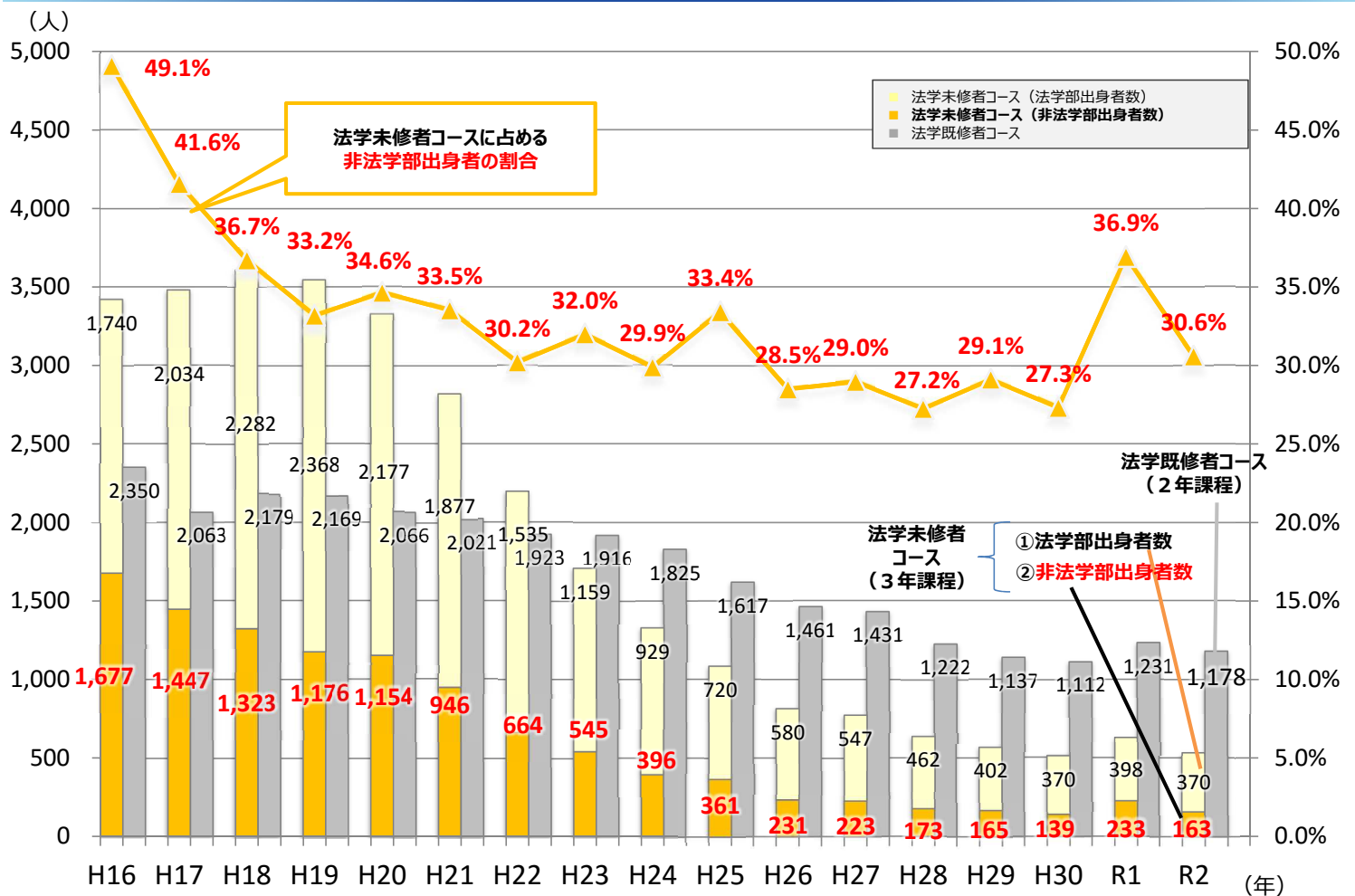
令和 2 年 10 月 22 日現在

法科大学院基礎データ

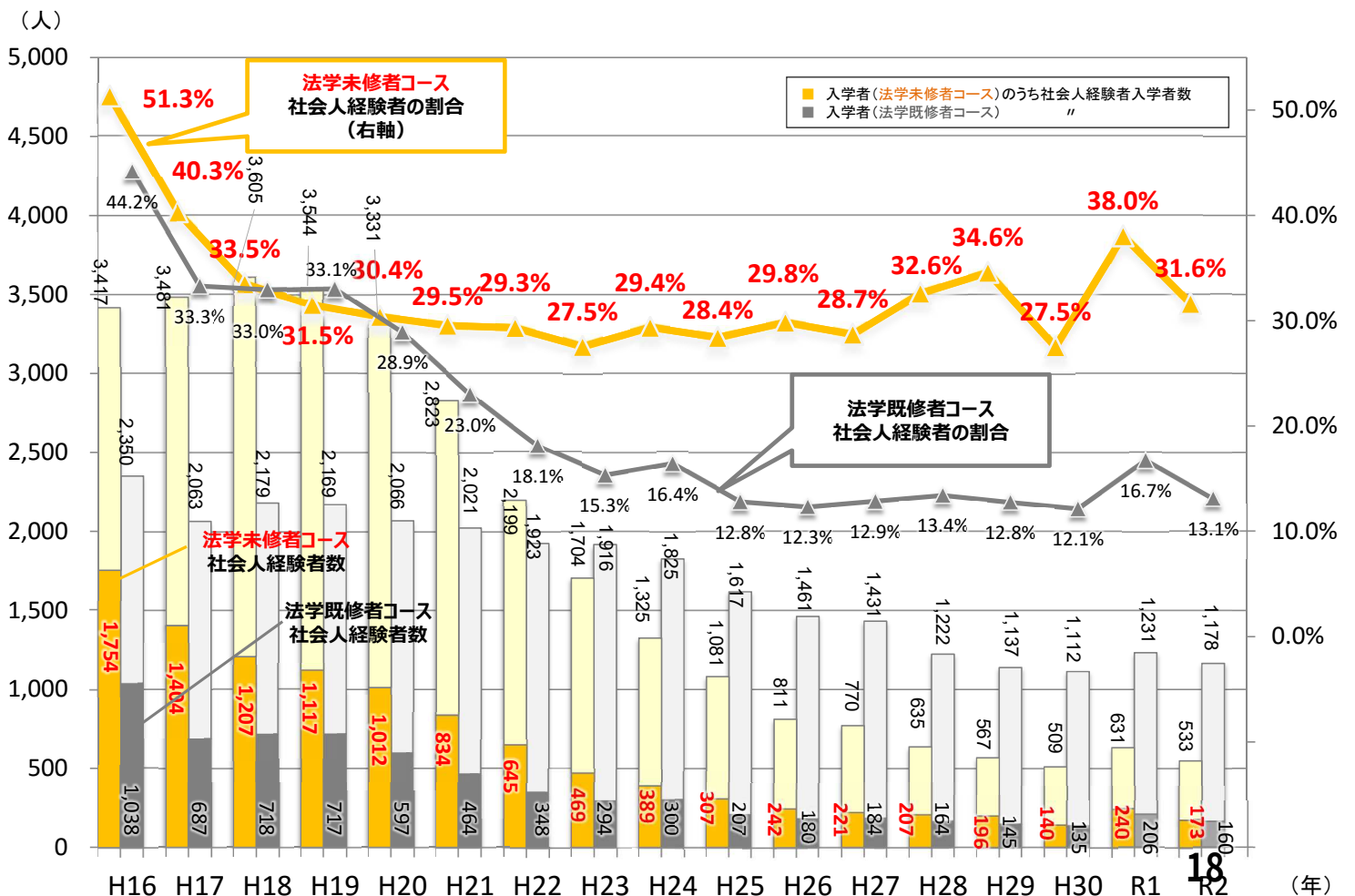
＜未修者教育に関するもの＞

（令和2年10月22日）

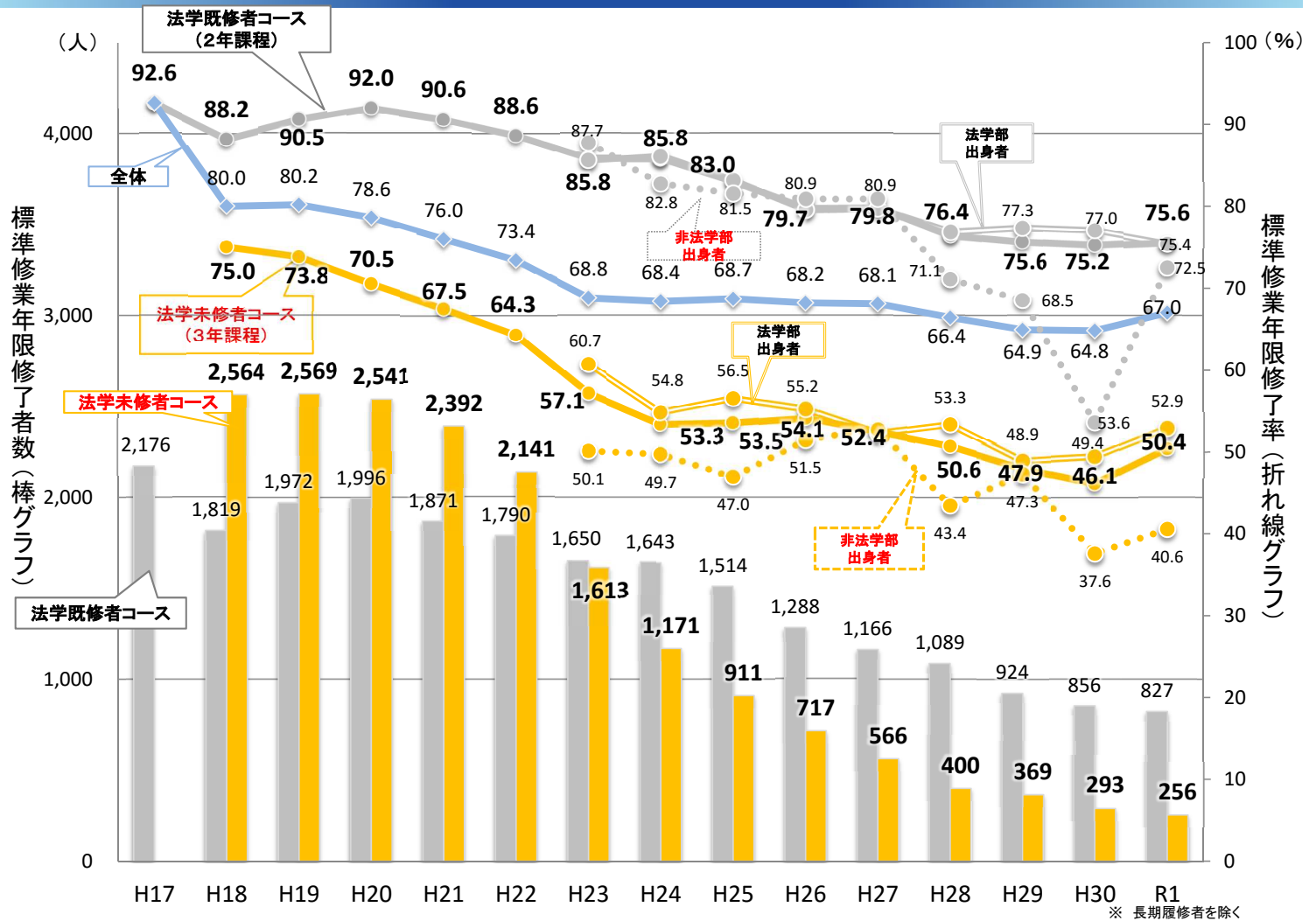
入学者数の推移① (法学未修者コースにおける非法学部出身者の割合)



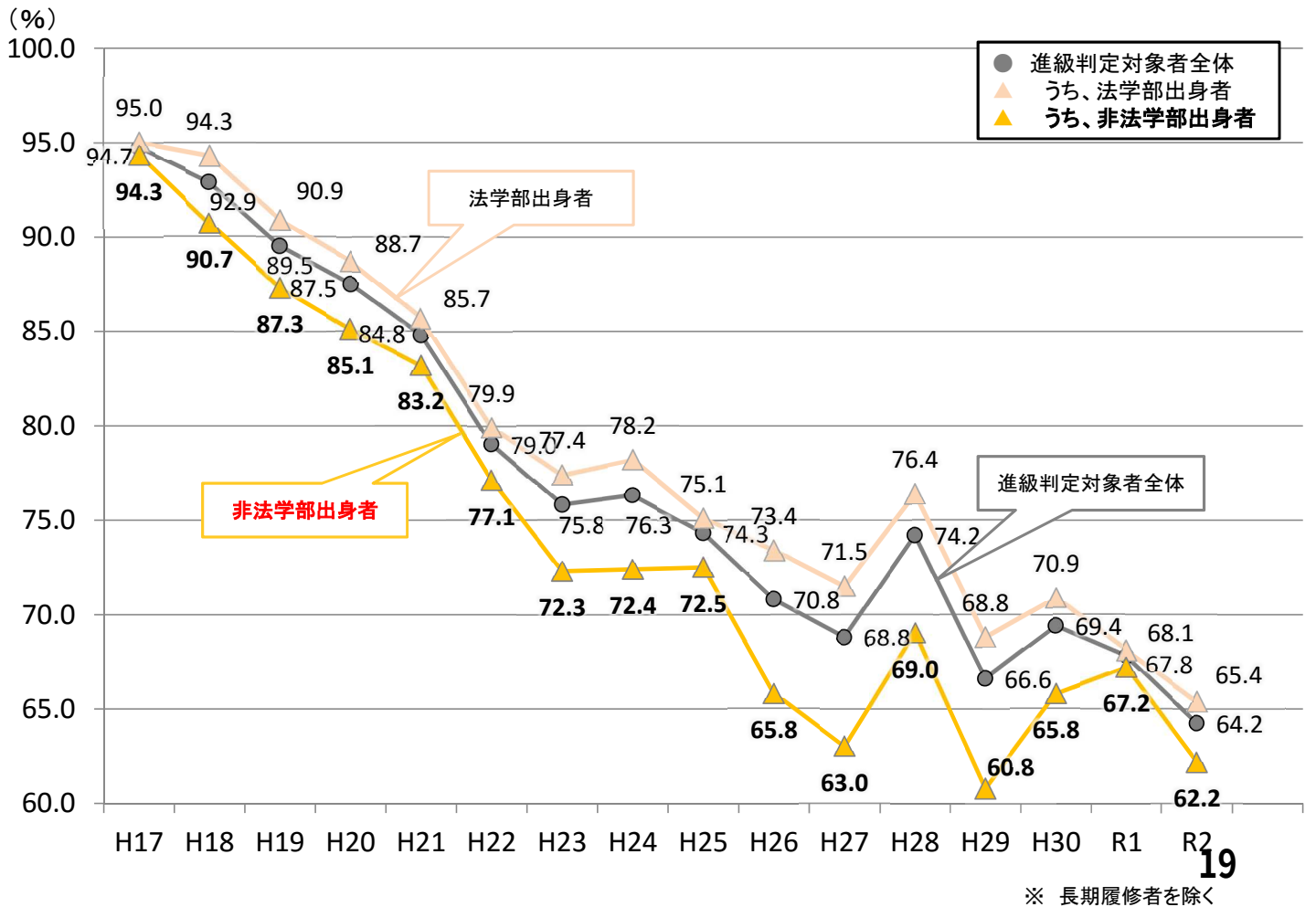
入学者数の推移② (社会人経験者関係)



標準修業年限修了者数・修了率の推移

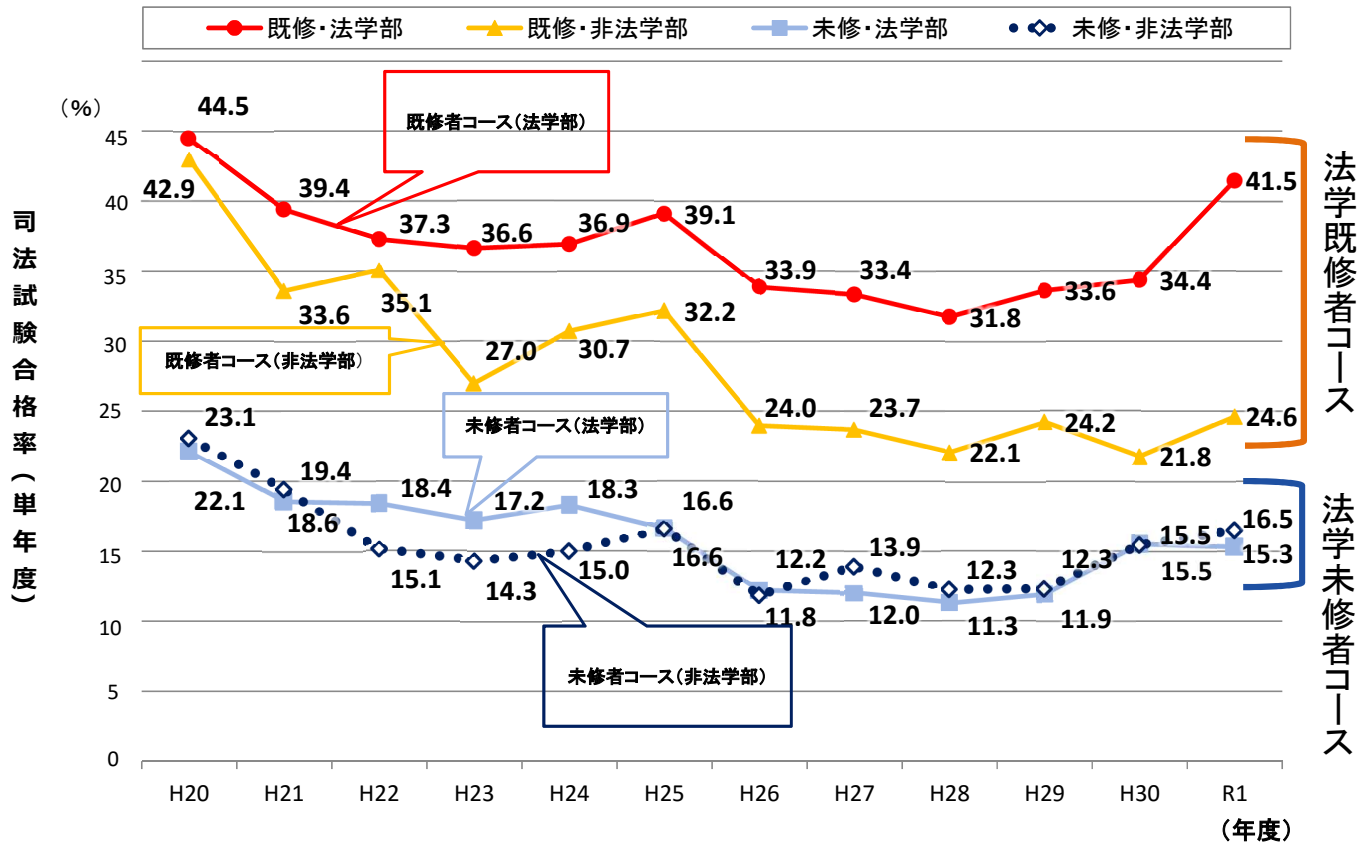


進級率の推移 (未修1年次から2年次への進級率)



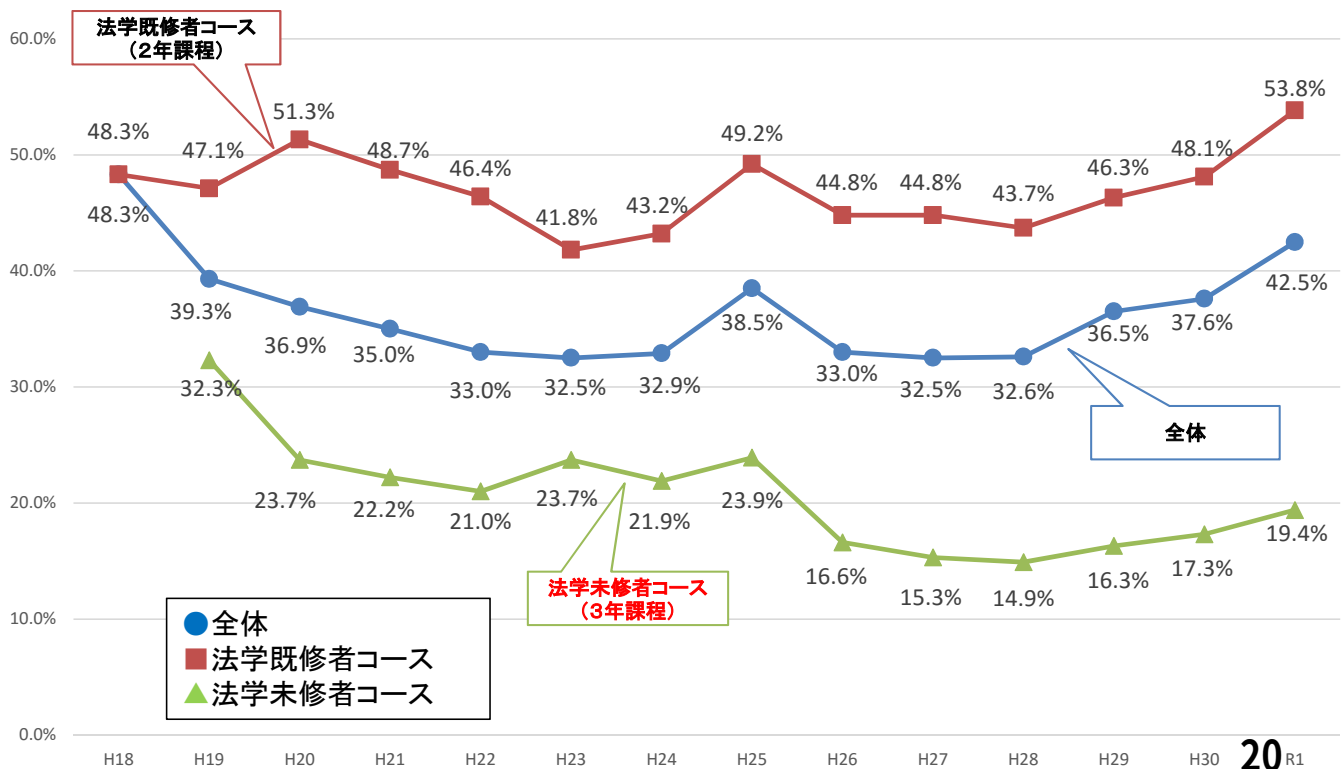
司法試験合格率の推移①(単年度)

法学既修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者の間に大きな開きがある。
一方、法学未修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者とでほとんど差がない。



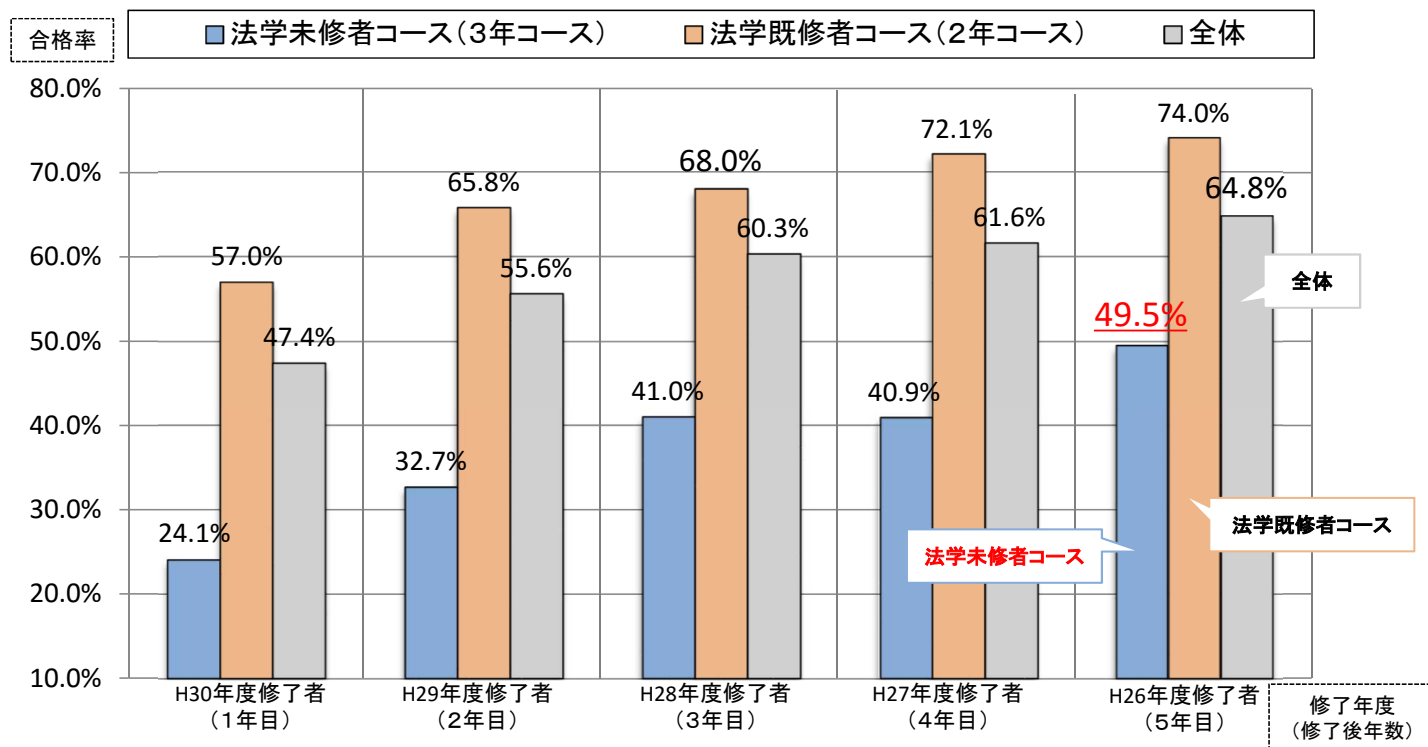
司法試験合格率の推移②(修了直後)

法学未修者コース修了者の合格率は、当初は低下傾向であったが、近年は上昇傾向。
しかしながら、依然として法学既修者コース修了者の合格率の半分以上にとどまる。



司法試験累積合格率①

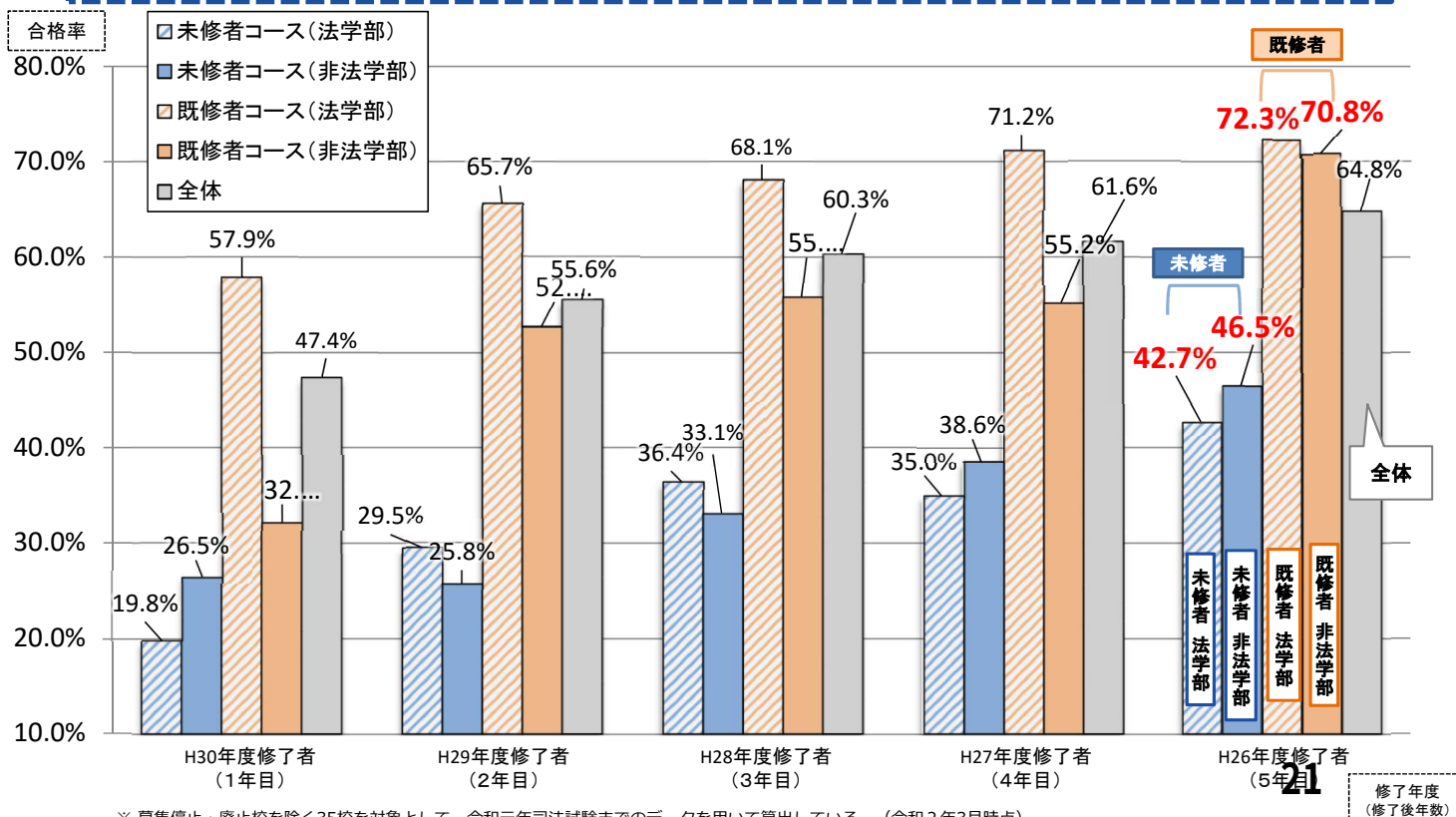
- 全体の累積合格率は政府目標である7割にわずかに達していない。
- 法学既修者コース修了者は修了後3年目で約7割が合格しているのに対し、**法学未修者コース修了者の合格率は5年累積でも5割に満たない。**



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、令和元年司法試験までのデータを用いて算出している。(令和2年3月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

司法試験累積合格率②(法学・非法学部別)

- 既修者コース修了者は、修了直後合格率では法学部出身者と非法学部出身者の間に大きな差があるが、累積合格率ではその差がほぼ埋まり、いずれも**7割**を越える。
- 未修者コース修了者は、法学部出身者と非法学部出身者とで合格率に有意な差はなく、いずれも累積合格率が**5割**に届かない。



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、令和元年司法試験までのデータを用いて算出している。(令和2年3月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

各法科大学院の平成28年度～令和2年度入学者選抜実施状況等

令和2年4月1日現在

		入学者選抜実施状況																																										(参考)司法試験合格率										
		入学定員					志願者数					受験者数					合格者数					入学者数															競争倍率					入学定員充足率					R1	H30	H29	H28	H27	累積 合格率		
		R2	R1	H30	H29	H28	R2	R1	H30	H29	H28	R2	R1	H30	H29	H28	R2	R1	H30	H29	H28	R2	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R1	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	H30	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	H29	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	H28	うち 社会人	うち 法学 以外 出身	R2	R1	H30	H29	H28	R2	R1	H30	H29	H28								
1	北海道大学	50	50	50	50	50	113	155	106	114	121	101	126	96	100	107	41	49	48	52	57	30	4	5	26	4	4	27	4	2	41	7	4	39	6	4	2.46	2.57	2.00	1.92	1.88	0.60	0.52	0.54	0.82	0.78	24.0%	21.3%	24.6%	23.4%	28.6%	63.2%		
2	東北大学	50	50	50	50	50	183	130	134	112	101	138	106	108	95	78	68	53	54	63	64	52	10	4	42	11	5	29	1	1	44	8	3	32	8	2	2.03	2.00	2.00	1.51	1.22	1.04	0.84	0.58	0.88	0.64	38.5%	27.3%	26.1%	24.0%	25.7%	60.1%		
3	筑波大学	36	36	36	36	36	144	170	114	123	124	134	139	97	106	114	46	48	45	45	48	42	42	30	35	23	37	37	18	35	35	16	35	35	19	2.91	2.90	2.16	2.36	2.38	1.17	0.97	1.03	0.97	0.97	23.4%	13.2%	15.3%	7.1%	12.5%	34.3%			
4	千葉大学	40	40	40	40	40	108	133	101	85	97	100	121	95	71	83	40	45	45	34	41	23	2	1	18	7	5	21	1	3	16	4	4	16	9	4	2.50	2.69	2.11	2.09	2.02	0.58	0.45	0.53	0.40	0.40	19.7%	15.2%	13.4%	19.8%	16.9%	62.9%		
5	東京大学	230	230	230	230	230	590	649	475	509	533	536	500	436	471	483	232	230	230	230	230	209	20	33	210	27	34	213	21	27	210	23	24	217	25	34	2.31	2.17	1.90	2.05	2.10	0.91	0.91	0.93	0.91	0.94	56.3%	48.0%	49.4%	48.1%	48.9%	79.9%		
6	一橋大学	85	85	85	85	85	227	248	328	302	294	227	248	252	261	245	92	93	96	91	90	87	4	4	89	8	17	92	4	12	85	4	5	88	4	11	2.47	2.67	2.63	2.87	2.72	1.02	1.05	1.08	1.00	1.01	59.8%	59.5%	49.6%	49.6%	55.6%	81.9%		
7	横浜国立大学	募集停止	募集停止	25	25	25	-	-	33	43	49	-	-	28	38	44	-	-	18	25	27	-	-	-	-	-	-	9	4	4	10	6	2	12	8	6	-	-	1.56	1.52	1.63	-	-	0.36	0.40	0.48	17.3%	3.4%	14.9%	12.5%	14.0%	42.8%		
8	金沢大学	15	15	15	15	15	40	36	26	30	27	34	33	20	23	22	15	20	15	16	18	10	1	0	7	6	6	7	1	1	12	4	4	8	0	1	2.27	1.65	1.33	1.44	1.22	0.67	0.47	0.47	0.80	0.53	14.3%	3.6%	16.7%	14.6%	11.1%	41.6%		
9	名古屋大学	50	50	50	50	50	121	160	117	109	69	94	127	101	85	59	46	54	44	40	29	34	6	7	40	12	8	30	7	6	29	3	4	21	1	1	2.04	2.35	2.30	2.13	2.03	0.68	0.80	0.60	0.58	0.42	97.3%	30.5%	23.7%	25.0%	25.0%	62.3%		
10	京都大学	160	160	160	160	160	522	510	386	412	391	459	459	360	365	363	170	168	166	164	167	158	23	14	151	17	19	158	19	25	157	19	20	155	23	15	2.70	2.73	2.17	2.23	2.17	0.99	0.94	0.99	0.98	0.97	62.7%	59.3%	50.0%	47.3%	53.3%	81.1%		
11	大阪大学	80	80	80	80	80	405	489	355	374	312	340	417	298	329	288	165	195	149	164	144	82	10	8	97	19	12	57	3	7	52	10	8	50	7	6	2.06	2.14	2.00	2.01	2.00	1.03	1.21	0.71	0.65	0.63	41.1%	37.6%	40.7%	26.8%	29.1%	67.1%		
12	神戸大学	80	80	80	80	80	376	390	360	345	375	328	335	306	293	320	161	159	151	143	158	77	12	5	71	15	8	64	8	3	70	16	4	74	10	5	2.04	2.11	2.03	2.05	2.03	0.96	0.89	0.80	0.88	0.93	33.8%	39.5%	38.7%	32.3%	48.3%	71.2%		
13	岡山大学	24	24	24	24	30	64	78	60	57	69	51	64	50	45	56	23	31	24	22	35	19	1	0	18	3	3	17	3	3	13	2	2	19	4	4	2.22	2.06	2.08	2.05	1.80	0.79	0.75	0.71	0.54	0.63	16.7%	21.6%	18.0%	18.0%	18.5%	44.5%		
14	広島大学	20	20	20	20	20	85	60	41	36	46	75	50	36	36	40	32	25	18	18	20	18	7	3	18	13	5	11	3	1	13	4	2	2.34	2.00	2.00	2.00	2.00	0.90	0.90	0.55	0.55	0.65	35.9%	25.0%	6.0%	20.3%	17.0%	46.9%					
15	九州大学	45	45	45	45	45	133	159	114	133	116	111	130	101	118	95	54	59	48	58	47	35	9	4	44	7	4	34	6	8	39	7	6	35	7	3	2.06	2.20	2.10	2.03	2.02	0.78	0.98	0.76	0.87	0.78	33.3%	33.3%	19.3%	28.8%	26.1%	56.2%		
16	琉球大学	16	16	16	16	16	65	57	34	30	29	61	55	28	28	25	27	21	14	13	14	14	4	3	19	9	5	11	4	3	12	2	1	8	2	1	2.26	2.62	2.00	2.15	1.79	0.88	1.19	0.69	0.75	0.50	14.7%	15.4%	19.4%	6.1%	17.1%	36.1%		
17	東京都市大学	40	40	52	52	52	149	157	145	120	154	129	140	129	104	140	55	56	46	49	62	37	10	7	38	6	6	25	6	2	30	5	1	44	6	5	2.35	2.50	2.80	2.12	2.26	0.93	0.95	0.48	0.58	0.85	22.9%	22.3%	27.0%	19.5%	23.0%	60.7%		
18	大阪市立大学	30	30	30	30	30	113	118	78	93	70	95	92	52	74	60	47	46	34	36	40	19	9	5	20	9	6	17	5	3	19	4	3	17	2	2	2.02	2.00	1.53	2.06	1.50	0.63	0.67	0.57	0.63	0.57	16.4%	17.7%	17.1%	13.1%	18.6%	52.5%		
19	北海学園大学	募集停止	募集停止	募集停止	募集停止	18	18	-	-	-	9	8	-	-	9	5	-	-	-	-	7	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	4	3	1	0	0	2.22	2.23	24	25	26	34	35	-	0.33	0.06	0.0%	11.1%	6.1%	4.7%	2.3%	28.9%
20	青山学院大学	募集停止	募集停止	募集停止	募集停止	18	35	-	-	-	38	43	-	-	-	38	39	-	-	-	24	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	0	2	13	4	2	-	-	-	1.58	1.39	-	-	-	0.67	0.37	12.1%	14.6%	4.8%	2.5%	7.3%	26.7%
21	学習院大学	30	30	30	30	30	85	137	73	74	66	74	128	67	62	56	26	44	32	31	40	15	5	2	29	17	10	12	5	3	16	8	3	18	9	3	2.85	2.91	2.09	2.00	1.40	0.50	0.97	0.40	0.53	0.60	11.8%	21.1%	12.9%	13.2%	11.7%	44.7%		
22	慶應義塾大学	220	220	220	220	230	905	997	924	928	893	834	927	869	869	837	415	435	433	433	418	134	15	19	167	19	20	162	15	18	182	21	25	166	10	18	2.01	2.13	2.01	2.01	2.00	0.61	0.76	0.74	0.83	0.72	50.7%	39.2%	45.4%	44.3%	45.5%	77.8%		
23	駒澤大学	36	36	36	36	36	64	77	76	48	56	60	71	70	41	48	25	28	32	19	24	14	9	6	11	6	5	15	5	7	10	7	6	9	5	3	2.40	2.54	2.19	2.16	2.00	0.39	0.31	0.42	0.28	0.25	0.0%	10.0%	10.0%	5.1%	8.0%	23.8%		
24	上智大学	40	40	40	40	60	150	145	127	97	120	128	123	122	93	192	51	57	58	43	87	27	10	10	38	10	12	24	5	6	20	5	7	31	8	3	2.51	2.16	2.10	2.16	2.21	0.68	0.95	0.60	0.50	0.52	11.5%	14.8%	11.6%	11.6%	15.1%	46.7%		
25	成蹊大学	募集停止	募集停止	募集停止	募集停止	30	-	-	-	-	39	-	-	-	-	37	-	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	8	4	-	-	-	1.76	-	-	-	-	0.33	19.5%	7.4%	9.3%	5.4%	7.0%	36.4%			
26	専修大学	28	28	28	28	28	168	210	147	134	93	159	189	144	124	79	44	60	59	52	38	22	12	7	29	14	6	23	11	2	28	12	5	21	7	2	3.61	3.15	2.44	2.38	2.08	0.79	1.04	0.82	1.00	0.75	12.5%	8.6%	5.6%	9.9%	11.1%	td		

法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯

参考資料 4

	中教審等における提言の主なポイント	関連施策
H16		
H17		
H18		
H19		
H20		
H21	○「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日 法科大学院特別委員会) ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。	
H22		・1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした(省令・通知) ⇒ 法律基本科目の配当科目数が増加 ・成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 ⇒ 標準修了年限での修了率が低下
H23		
H24	○「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会) ・法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進 ・入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組等の促進 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要	○「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(平成24年11月30日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ) ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの導入を提言 ・未修者教育に関する優れた取組をまとめた事例集を作成
H25	○「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月22日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ) ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。	
H26	○「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会) ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底することが必要	○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号, 平成26年8月11日) ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。 ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。
H27		○ 共通到達度確認試験の試行開始(～平成30年度)
H28	○「統一適性試験の在り方について(提言)」(平成28年9月26日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会) ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。	○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)を作成
H29		
H30	○「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会) ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施、法学部の法曹コースに純粋未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用を促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。	○「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(平成30年文部科学省告示第66号) ⇒法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者(以下「法学未修者等」という。)の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除すること。(第三条関係) ○ 法科大学院全国統一適性試験の任意化(不実施)
R1 (H31)		○ 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の改正 ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化